

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスは、企業価値の継続的向上を目的に、以下をもって基本方針といたします。

- (1) 株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。
- (2) 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことによって、企業活動の透明性を確保する。
- (3) 取締役会・監査役(会)による経営の監視を充実させ、取締役会・監査役(会)の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】 いわゆる政策保有株式

当社の政策保有株式の状況は、当社有価証券報告書「企業間取引の強化及び主要取引金融機関としての取引円滑化」に記載のとおり。
当社の政策保有方針として、当社企業価値の向上に貢献すると認められる金融機関及び調達先等のお取引先、業務提携先等との、安定的な取引関係の維持・強化を目的として当該相手先の株式を保有することがある。
主な政策保有株式については、当社と保有先との取引関係とその必然性、取引規模、取引継続期間等及び市場価値等との経済合理性を踏まえ、当社の企業価値向上への貢献性を取締役会で検証している。
また、政策保有株式の議決権行使については、当社との取引関係の維持・強化という本来の保有目的に資するかどうかという観点から議決権行使の目的事項を検討の上、賛否を判断することとしており、保有先の会社提案に対する無条件の賛成行使は行わない。

【原則1-7】 関連当事者間の取引

当社は、関連当事者間の取引については、当社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会規程の定めに従い、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の決議を要することとしており、また、事業年度末には、これに違反するような取引が行われていないことを、監査役会及び会計監査人の監査、さらには法務部門による役員個々への本人確認も含めて十分なチェックも行っている。

【原則3-1】 情報開示の充実

(1) 当社ホームページにおいて、社是、企業理念、経営ビジョンを掲示している。

<http://www.ines.co.jp/kigyo/whatsines/tabid/101/Default.aspx>

(2) 当社ホームページ及びガバナンス報告書において、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基本方針を掲示している。

<http://www.ines.co.jp/kigyo/governance/tabid/107/Default.aspx>

(3) ガバナンス報告書において、取締役の報酬額には、当該事業年度における会社の業績及び取締役の業績への貢献等を勘案して支給する賞与と分を含むが、取締役に対するストックオプション報酬額及び取締役が執行役員または使用人を兼務した場合のその報酬もしくは給与・賞与を含まないものとしている。

社外取締役については、業務執行を行うものではないことを踏まえ、業績連動ではなく固定額の報酬としている。

各取締役の報酬については、株主総会で株主から承認を得た報酬枠の範囲内で、上記方針に基づき、社外取締役・社外監査役が出席する取締役会においてその決定方法等について決議している。

(4) 取締役は、取締役会において多様な意見に基づく十分な審議と監督、また迅速かつ合理的な意思決定を行うことができること、

業務執行を行う取締役は、豊富な業務上の専門知識と経験を有すること、

社外取締役は、出身分野における豊富な知識と経験を有すること、

以上を取締役の選任の方針としている。

監査役については、監査を通じ会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外の両方の視点で、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有することを選任の方針としている。

また、取締役候補者及び監査役候補者は、現任の取締役または監査役からの推挙に基づき、上記方針に基づく予めの検討を経て、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において審議決議している。

(5) 社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載している。

なお、社内を含めた取締役・監査役の選任・指名については、上記方針と併せ判断基準となる個人別の経歴が「株主総会招集ご通知」に示されている。

【原則4-1-1】

当社は、委任型の執行役員制度を採用し経営の意思決定機能と業務執行機能の分離を図っており、これにより、執行役員に対する委任範囲について業務掌管または職務の委嘱として明確にしているが、取締役会規程により、法定事項、これに準ずる事項、及び重要な業務に関する事項として、取締役会の決定事項を明確に定めており、執行役員に業務執行を委任した事項であっても、経営に影響を及ぼす事項は、取締役会で判断・決定することとしている。

【原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用

当社は、その役割・責務を十分に果たし得る資質を十分に備えた独立社外取締役を2名以上確保する方針としている。
なお、当社の規模・事業特性・機関設計・経営環境等を総合的に勘案しながら、取締役会における独立社外取締役の員数構成を継続的に検討している。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社の独立性判断基準は東京証券取引所の独立性基準と同一であり、これをもとに、社外取締役の独立性を判断している。
また、この独立性を前提条件とした上で、人格・見識に優れ、また出身分野における豊富な経験や実績があり、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定している。

【原則4-11-1】

当社は、取締役会を構成する取締役については、国籍・性別を問わず、社内外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性の有無等のバランスを考慮して選任することとしている。

【原則4-11-2】

取締役または監査役による他の企業・団体等の役員の兼任状況については、事業年度末に取締役会に報告され、そのうち重要なものについては事業報告において、会社役員に関する事項として每期開示している。
なお、兼任がある役員においても、当社役員としての役割・責務を適切に果たすため、自ら十分な日程調整等を行っている。

【原則4-11-3】

当社は、取締役会の活性化に継続的に取り組んでおり、その実効性について分析・評価した結果をもとに、当社ホームページ等に概要を開示していく。

【原則4-14-2】

当社は、顧問弁護士その他外部の専門家を招聘し役員向け社内勉強会を随時に開催し、また、必要に応じ外部セミナーや説明会等への役員の参加を通じて、役員自らが業界動向や法律・経済の動向等について、必要な最新情報や知識の取得とその理解を深める方針としている。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主から対話の要望があった場合は、あらかじめ定めた役員または役職者が合理的な範囲で前向きにこれに対応する方針としている。
当社の株主との建設的な対話促進のための方針は以下のとおりである。

- (1) 窓口担当部署を広報・IR部とし、役員がこれを管掌する
- (2) 株主との建設的な対話を補助するため、広報・IR、経営企画部門、人事・総務・法務部門、財務・経理部門等により組織するディスクロージャコミットメンバを活用し有機的連携を行う。
- (3) 個別面談以外では、当社ホームページに専用アドレスを掲示しメールを受け付けるほか、経営トップによる決算説明会の開催や必要に応じその他ミーティングなどを実施している。
- (4) 株主から意見や懸念が寄せられた場合、必要に応じ合理的な範囲で、経営陣幹部や取締役会に対するフィードバックを行うとともに、状況によりエスカレーションも行う。
- (5) 株主との対話に際しては、その担当者を限定し、インサイダー情報は株主に伝達しないよう努めるとともに、その対話内容の記録も行い管理する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,378,700	7.41
株式会社日立ソリューションズ	1,562,000	4.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,528,300	4.76
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT — TREATY RATE	1,400,000	4.36
アイネスグループ社員持株会	1,259,609	3.92
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,130,800	3.52
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN)LIMITED SOLE Y IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN—UP	869,700	2.70
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	737,323	2.29
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	699,100	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	696,900	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 8 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
濱田 一秀	他の会社の出身者								△			
西村 昭治	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱田 一秀	○	・独立役員	選任理由: 長年にわたり情報サービスの企業経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験と見識に基づく経営の監督とチェックを、引き続き期待したため社外取締役に選任しております。 独立性について: 平成26年3月まで在籍していた株式会社大塚商会と当社との平成26年度の取引規模は、売上高は当社連結売上高の0.01%未満、仕入高は当社連結売上原価の0.1%未満であり、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。以上のことから、独立役員に指定しております。
			選任理由: 過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたりコンピュータサイエンスの動向・適用分野についての研究に携わり、インターネットを活用した教育の事

西村 昭治	○	・独立役員	業化などで成果を上げており、その技術・事業に関する専門的な知識・経験に基づく経営の監督とチェックを期待したため、社外取締役役に選任しております。以上のことから、独立役員に指定しております。
-------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5 名

監査役の数

3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人または監査室と、必要に応じて随時打ち合わせの機会を持つなど情報交換を適宜行い、相互の連携を高めております。なお、監査役は必要に応じて監査役職務を補助するための要員を監査室に対して要請することができます。

監査役は、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領と協議を行っております。また、会計監査人及び監査室とは、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上をめざしています。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数

2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
打込 愛一郎	他の会社の出身者										△			
仁科 秀隆	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			選任理由：金融機関で培った財務および会計に関する幅広い知見、また企業経営者としての経歴を通じて培った豊富な経験と見識に基づく監査を期待したため、社外監査役に選任しております。

打込 愛一郎	○	・独立役員	独立性について:平成26年6月まで在籍していたリコーリース株式会社と当社との平成26年度の取引規模は、仕入高における当社連結売上原価の0.01%未満のみであります。また、平成27年4月まで取締役として就任していたアウロラ債権回収株式会社と当社との間に取引関係はありません。したがって、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。
仁科 秀隆	○	・独立役員 ・中村・角田・松本法律事務所パートナー	選任理由:過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、その経歴を通じて培った経験・見識等を当社の監査にいかしていただけるものと判断し、客観的かつ専門的立場での適切な監査に資するため社外監査役に選任しております。 独立性について:当社との間には、特別の利害関係はありません。 なお、以上のとおり独立性を有しているため、当社株式の大規模買付行為に関する独立委員会の委員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

かつてはストックオプション制度を導入していたが、権利行使実績が乏しかったため、実施していない。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度の取締役11名に対する報酬等の額は261,960千円(うち社外取締役2名 3,300千円)であります。この他、取締役3名に対し、その兼務している使用人分の給与・賞与として総額29,263千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成21年6月24日開催の第47回定時株主総会決議により、取締役の報酬額は総額を年額300百万円以内とし、監査役の報酬額の総額を年額72百万円以内と定められています。なお、上記の取締役の報酬額には、当該事業年度における会社の業績および取締役の業績への貢献等を勘案して支給する賞与分を含みますが、取締役に対するストックオプション報酬額および取締役が執行役員または使用人を兼務した場合のその報酬

もしくは給与・賞与を含まないものとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役を補佐する部署については、経営企画本部、人事総務本部および監査室が行っております。当該役員の情報収集や各部門からの当該役員への情報伝達に対してサポート体制をとるものとしております。また取締役会の開催に際しては、事前に議題に関する資料を配付し、適宜事前説明等を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行体制について

業務執行につきましては、適正な権限配分と取締役会・監査役の監視・監督の下で、スピーディかつ的確な業務執行を可能とすべく執行役員制度を設けております。

2. 取締役会について

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む8名で構成され、毎月1回定例開催しております。取締役会には、社外監査役を含む監査役3名全員が出席し、積極的かつ活発な意見陳述を行っており、監査役の業務監査権限が適正に機能する運営体制となっております。

3. 経営会議について

当社は、会社の業務執行に関する重要事項については、個別経営課題の審議の場として、取締役、執行役員、常勤監査役、事業部長等により構成される経営会議を毎月1回以上定例開催しております。ここでは、経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等の実務的な検討が行われ、迅速な経営の遂行に寄与しております。

4. 内部監査及び監査役監査の状況

当社は監査室配下に内部監査部門を設置しております。監査室の人員数は6名であり、社長の直接の指示に従い内部監査業務を遂行しております。

当社の監査役は、社外監査役2名を含む3名で、取締役会、経営会議、その他重要な社内会議に出席し、さらに月1回以上開催される監査役会においては、各部門長から業務を聴取するなど、業務執行を十分に監視できる体制をとっております。社外監査役には、企業法務、財務会計分野の専門家に就任いただき、監査の実効性と専門性を確保しております。また、常勤監査役の田所正夫氏は銀行業務に長年携わった経験と、当社において管理本部長を務めた経験から、総務、人事、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 会計監査の状況

会計監査人として、新日本有限責任監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類・データ等を可能な範囲ですべて提供するとともに適正な監査ができる環境を整備しております。また、同監査法人は、監査業務が期末等に偏ることがないように期中に満遍ない監査を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 関口 茂

指定有限責任社員 業務執行社員 脇本 恵一

(注)1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 同監査法人はすでに業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう自主的に措置をとっております。

当社の会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名 その他 9名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役(会)設置会社を採用しております。当社が事業展開している企業、自治体向けシステム構築や情報処理サービス業界は、技術や市場変化の激しい業界であります。このような環境では、業界や市場、技術などに関する的確な判断のできる経営陣による意思決定が不可欠であります。また、当社の場合は事業領域という面で比較的限定されており、組織構造も複雑化していないため、執行役員に執行権限を集中する委員会設置型よりは、業界や市場、技術動向等に精通した取締役が、いわば合議制によって経営上の重要な意思決定と業務執行の監督を行い、これを監査役が独立的立場から客観的に監視する監査役(会)設置会社の方が組織形態として妥当と判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より4営業日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年3月期の当社第53回定時株主総会は平成27年6月26日に開催いたしました。当社は、株主総会開催日を集中日に設定する観点ではなく、決算実務、株主提案の検討および建設的対話に十分な時間が確保できるよう、適切な日程の設定に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	平成24年6月開催の第50回定時株主総会より、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社指定の議決権行使ウェブサイト(http://www.evotepj.jp/)にアクセスし、電磁的方法によって議決権を行使することが可能となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	英語版の招集通知(要約)を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会においては、事業報告をスライドとナレーションを用いて分かりやすく説明することにより、事業内容の理解促進に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末と第2四半期の2回開催しております。また、説明に使用した資料や配付資料を公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	業績説明資料、決算説明会資料、有価証券報告書、株主通信、決算短信等の資料がダウンロード可能です。また、海外向けには英語版の資料等の情報提供も行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部 広報・IR部に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アイネス行動規範に各ステークホルダーとの関係を明示することでその立場を尊重しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	総務部を主管部署として全社において「もったいない5R 活動」を展開するとともに、主要事業所においては環境マネジメントシステム(ISO14001)の認定を取得し、環境保全活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを定め情報開示方針を明らかにしております。当社グループの重要情報を一元的に収集・集約し、その開示の要否を審議する「ディスクロージャー・コミティ」を設置しております。重要情報は当社各部門およびグループ会社各社に内部情報管理責任者を置くことで、その管理・収集を図っております。
その他	女性の活躍の推進に向けた取組みの状況 ・役員への女性の登用に関する現状 ⇒ 執行役員に女性1名選抜(平成26年4月1日付) ・女性管理職の比率 ⇒ 6.0%(平成27年度) ※平成26年度:5.7% ・新卒採用における女性の積極採用 ⇒ 従業員の男女比率適正化の観点から、女性を積極的に採用している。 ・女性従業員フォローの取り組み ⇒ 男女の区別なく、その適性・能力に応じて、登用している。また、短時間勤務制度の対象の拡大(小学校3年までの子(法定は3歳までの子)を養育する社員が対象)や、社内保育園「アイネスキッズクラブころぼの森」を設置する等、育児支援策の拡充には積極的に取り組んでいる。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会決議により定めた「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」(以下、「基本方針」)に基づき、当社の内部統制システム体制等について継続的に整備するとともに毎期実施状況を確認し、必要に応じて基本方針を改定しております。前期におきましては、以下の基本方針に基づき、平成27年3月26日開催の取締役会においてその整備・運用状況等を確認いたしました。

1. 取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) アイネス行動規範を遵守し、取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
 - (2) 監査室等による内部監査を網羅的かつ継続的に実施し、取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
 - (3) 取締役または執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会の決定する方針に基づき、法令および定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、取締役、執行役員および使用人の遵法精神の向上を図る。
 - (4) 内部通報規程に則り、使用人が社内で法令および定款に反する行為を発見したとき、内部通報を容易に行える環境の整備改善を図る。
 - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。
2. 取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役および執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録および決裁文書を、文書管理規程およびその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
 - (2) 上記の記録および文書について、取締役、執行役員または監査役から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会および経営会議等の会議体において、取締役、執行役員および使用人から定期的または随時に実施される業務執行状況の報告等を通じ、新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合、社長はこれを全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役または執行役員を定める。
 - (2) 社長を委員長とするリスク管理統括委員会がリスク管理全般を統括し、その下部組織としてのコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会、ISMS委員会は、それぞれの担当リスク分野における規程・マニュアル等の整備、教育指導、内部監査を実施する。
 - (3) 危機管理上の有事発生の際には、リスク管理統括委員会の指揮命令のもと、各委員会もしくは新たに設置する対策チームが、この対応にあたる。
4. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、取締役または執行役員を委員長とする内部統制委員会がその維持・改善の継続を推進する。
 - (2) 財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的に評価する。改善が必要な事項が発見された場合、内部統制委員会における検討を経て、すみやかにこれの改善を図る。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、執行役員の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行うことで、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
 - (2) 会社の経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。
6. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 年4回以上開催する子会社からの報告会およびその他子会社からの適宜の報告を通じ、各子会社の経営状況を把握するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し必要な管理を行う。
 - (2) 主要な子会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、子会社の取締役または監査役として派遣し、当社の基準に基づく業務の適正化を行う。
 - (3) 子会社は、リスク管理統括委員会に属する各委員会に参加し、独自に任命する委員の活動を通して、リスク管理体制を構築し、業務の適正を確保する。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (1) 監査室に属する使用人は、監査役の実務がある場合、その指示に従い監査役職務を補助する。
 - (2) 監査室長は、当該補助業務を統括し、その円滑な遂行を図る。
8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役職務の補助にあたる使用人は、監査役の実務に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
 - (2) 監査役職務の補助にあたる使用人の人事異動および評価については監査役の同意を要する。
9. 取締役等および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役、執行役員および使用人は、以下の事項について、監査役会に対し報告を行わなければならない。
 - a. 経営状況に関わる重要な事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - d. コンプライアンス上重要な事項
 - e. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
 - f. その他、監査役会で定める事項
 - (2) 監査役は、その判断に基づき、取締役、執行役員および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。
 - (2) 監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。

(注) 上記は、前期の基本方針を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の平成27年5月1日施行に伴い、

当社グループ全体の業務の適正を確保するための体制および監査役の監査支援体制等について見直しを行い、平成27年3月26日開催の取締役会決議により、以下の方針に変更しております。

1. 当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役、執行役員および使用人がアイネス行動規範を基本とする各社の行動規範を遵守すること、その職務執行が法令および定款に適合すること、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
 - (2) 当社の内部監査部門による当社グループ全体の内部監査を継続的に実施し、当社グループの取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
 - (3) 当社の取締役または執行役員を委員長とするコンプライアンスに係る委員会の決定する方針に基づき、当社グループ各社が法令および定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、当社グループの取締役、執行役員および使用人の違法精神の向上を図る。
 - (4) 当社グループ全体を対象とする内部通報制度を整備し、法令および定款に反する行為を発見した者が内部通報を容易に行える環境の整備改善を図る。
 - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。
2. 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役および執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録および決裁文書を、文書管理規程およびその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
 - (2) 上記の記録および文書について、取締役、執行役員または監査役から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社の取締役会および経営会議等の会議体において、取締役、執行役員および使用人から定期的または随時に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループの損失発生危険を察知したときは、その責任者となる取締役または執行役員を定め、速やかに回避措置または対策を図る。
 - (2) 当社の社長を委員長とする委員会を組織して当社グループの危機管理全般を統括し、規程・マニュアル等の整備、教育指導、内部監査を実施する。また、子会社は、当委員会に参画し、各社で任命する委員による活動等をもって、各社の危機管理の向上を図る。
 - (3) 危機管理上の有事発生の際には、前号の委員会の指揮命令のもと、新たに設置する対策チームが、有事対応にあたる。
4. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、当社の取締役または執行役員を委員長とする委員会を組織し、その維持・改善の継続を推進する。
 - (2) 財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的に評価する。改善が必要な事項が発見された場合、前号の委員会における検討を経て、すみやかにこれの改善を図る。
5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社グループ全体の中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、当社の執行役員および子会社の取締役の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行うことで、当社グループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保する。
 - (2) 経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。
6. 子会社の取締役等の職務執行に関する事項の報告の体制
 - (1) 当社において年4回以上開催する子会社からの報告会およびその他子会社からの適宜の報告を通じて各子会社の経営状況を把握するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し必要な管理を行う。
 - (2) 主要な子会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、子会社の取締役または監査役として派遣し、その報告を通じて子会社における業務の適正を確保する。
7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (1) 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
 - (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
 - (3) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得て実施する。
8. 当社グループの取締役等および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役、執行役員および使用人は、監査役または監査役会に対し、以下の事項について報告する。
 - a. 経営状況に関わる重要な事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - d. コンプライアンス上重要な事項
 - e. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
 - f. その他、監査役会で定める事項
 - (2) 子会社における前号の事項について、子会社の取締役、監査役または使用人から当社グループの内部通報制度その他の報告等により報告を受けた当社の取締役、執行役員または使用人は、監査役または監査役会にこれを報告する。
 - (3) 当社の監査役は、その判断に基づき、当社グループの取締役、執行役員および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
 - (4) 前各号の報告を行った者は、当該報告したことを理由に、当社または子会社から不利な取扱いを受けない。
9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。
 - (2) 監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。
 - (3) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、経理規程に基づく社内手続により適正に実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

アイネス行動規範の中で次の通りに定めております。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断します。
 - (2) これらの勢力・団体の活動を助長するような、利益供与や献金行為等は行いません。
- 行動規範は小冊子にまとめ、全社員に配布しており、社員は、常時携帯するとともに読み合わせることで、この基本原則を理解しております。「内部通報110番」を設置し、社内での不正行為(総会屋、暴力団との癒着、利益供与)を察知した社員が内部的に通報することにより、早期に

解決する制度を設けております。

【適時開示体制の概要(模式図)】

